



# 公益財団法人 ソーシャルサービス協会だより

2016年  
8月10日  
事務局発行  
1

## 連携の強化に役立てよう

～相互交流の場にも～

### 「(公財)ソーシャルサービス協会だより」発行にあたって>



残暑お見舞い  
申し上げます

内閣府に認定されて2年2か月を経過しました。この間、全国の役職員の皆様日々ご奮闘されていることにあらためて心から敬意を表します。

さて、これまで財団内における情報交流というものがありませんでした。新理

事会体制に切り替わり、各事業所との連携が非常に重要になっています。

今回、財団の広報紙として第1号を発刊することにしました。端に上から目線の一方通的な情報ではなく、15事業所の業務内容や働く所長・職員さんたちの様子なども発信していただき誌面の充実と相互交流などの場になれば幸いです。

まだまだ暑い日が続いています。皆様におかれましてはお身体ご自愛ください。

公益財団法人  
ソーシャルサービス協会  
理事長 神田 豊和

### 公益財団法人ソーシャルサービス協会では「一般事業主行動計画」を作成しました!

これは、次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組みに当たって、(1)計画期間、(2)目標、(3)目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。



岐阜のIT事業所からの要請で今回登録しました。IT事業所では早速活用されています。

### 公益財団法人の優位点

1. 寄附金控除の優遇措置が充実している。
2. 以外にも税制優遇措置(みなし寄附金の適用など)が充実している。
3. 社会的信用力が一般社団法人や一般財団法人に比べて優れている。

公益社団法人や公益財団法人の最大の利点は、寄附金をはじめとした税制優遇措置です。特定民法法人(従来までの社団法人や財団法人)が享受していた税制優遇措置に比べるとはるかに充実しています。

それゆえ、幅広く寄附金を集めることが期待できる場合、公益認定を受けの方が有利と言えます。

### みなし寄附金制度

公益法人等は、法人税法上の収益事業によって得た資金を非収益事業(公益事業)のために充当するが、収益事業に係る資産のうちから非収益事業のために支出した金額がある場合には、これを収益事業に係る寄附金とみなして損金算入するとともに、損金算入限度額の計算を行うこととされている(法人税法37条4項)。

このみなし寄附金の損金算入限度額は、民法法人(財団法人、社団法人)が20%、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人が50%である。

**寄附金を募りましょう!**

### 9月は中間決算です!

各事業所では、月々の入力の点検をお願いします。

#### 中間決算の3つのメリット

社内外に対し、日々の業務実績を明らかにできる  
そのうえで、適切な対策を講じることができる  
半期で一度決算業務を行っておくことによって、3月の「年次決算」の業務をスムーズに行える

### 原稿募集します! 投稿歓迎です!

- ・職場紹介  
職場をご紹介ください。
- ・とっておきの話  
「私の家族」「私の思い出」「私のペット」「私の自慢ばなし」「こんなことがあった」など。
- ・300～600字、写真があるといいですね。メールか郵送で事務局にお願いします。

### 第8回評議員会で議決されたこと

#### 1. 定款の変更

東京事業所の閉鎖

理由: 所長代理が病気で療養生活となり、その後検討してきたが継続困難となる。

#### 2. 役員を選任

- 理事長 神田 豊和 (重任)
- 常務理事 濱田 茂 (新任)
- 理事 岡山 昇 (重任)
- 理事 柴田和啓 (重任)
- 理事 鈴木正明 (新任)
- 理事 角田季代子 (重任)
- 監事 磯野紀子 (新任)
- 監事 伊藤東一 (重任)

#### 退任の役員

- 常務理事 赤羽目 寛
- 理事 赤羽 数幸
- 監事 松田 隆浩



<着任のご挨拶> 事業団とは鬼子母神病院でご縁がりましたが、偶然にもこのたびお世話になることになりました。非力ですが全力を尽くしてお役に立ちたいと考えています。よろしく申し上げます。(濱田 茂)